

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和5年12月8日	
契 約 件 名	計算機システム利用者情報管理データベース改修及び機能追加一式	
契 約 金 額	5,841,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都港区浜松町二丁目4番1号 三菱電機ソフトウェア(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第五係 Tel 029-864-5148	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、現在運用中の計算機システム利用者情報管理データベース(ccDB)の WebUIソフトウェアおよび内部のデータベースに対し、改修と機能追加を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象のccDBは、三菱電機ソフトウェア(株)によって設計、製作されたものであり、同社はccDBの設計資料及び試験データ等、詳細な資料を有している唯一の企業である。つまり、ccDBの構造、設計、機能、特性および要求される要件等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術及び信頼性を有する企業は、三菱電機ソフトウェア(株)を置いて他にはなく、同社との随意契約としたものである。	